



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造 : 発話における話者の心的態度の一貫性について (5)
Author(s)	葛西, 清蔵
Citation	北海道大學文學部紀要, 35(2), 43-81
Issue Date	1987-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33510
Type	departmental bulletin paper
File Information	35(2)_PL43-81.pdf



‘Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

——発話における話者の心的態度の一貫性について——

(5)

葛 西 清 蔵

0. 「文」が「命題」と「法表現」とから構成されているということは一般に認められている。この二つが dictum と modus, 命題とモダリティ, 叙述内容と法性, 客観的表現と主観的表現, 詞と辞, 叙述と陳述, コトとモードのようなさまざまなかたちでいい表わされているが, これらがすべての点でおなじ性質のものであると確信できない。しかし基本的にはこの二分法は同類のものと見てよい。

バイイは法性 (modalité) を文の精髓 (âme) であり, 本質的に話し手の能動的操作によって構成されるものであるという⁽¹⁾。しかし, 「発話時の話者の心的態度」という表現をのぞけば, この「法表現」は, どのようなかたち, 方法で, どんなに心的態度を表わすのか, 文のどこに現われるのかについてはそれとして網羅的にのべられたことはない。

本稿は葛西 (1981), (1984), (1985), (1986) の続きをなすものであり, 「法表現」は何に對する心的態度をどのような方法で表わし, それはどこに現われるのか, 考える「法表現」をあげその性格を明らかにしようとするものである。まず1. では心的態度が表現されていると思われるあらゆる場合をとりあげる。そして「文」が「命題」と「法表現」から成るという時, それは「命題」があって, それに話者が心的態度を表明する, というより, 「命題」をつくる要素の選択, それが配列される統語的な構造, さらに音調などの選択そのものの中に既に話者の心的態度が表明されている, つまり「法表現」があることを見る。つぎにそ

の階層性についてかんたんにふれる。2. では金田一の「客観表現」と「主観表現」、それと「命題」と「法表現」との関連をとくに「法形容詞」、「法副詞」との点から考え、中右には「話者の心的態度がゆれ動いている不安定な態度の視点」が欠けているのではないかということを示唆し、「法表現」の「ゼロ」の具現形に言及する。3. では中右の「遂行文」と「法表現」の共起の説明について批判的なコメントを補足的にのべる。4. はまとめである。

1. 言語表現はすぐれて、主体的・選択的なものであり、そこには話す主体性がつよく押しだされてくる。その主体がつよく表わされた部分で、「話者の心的態度」の表現たる「法表現」ということになる。⁽²⁾ところがこの主体的な選択がどのように、どのようなかたちで表現されているかについては必ずしも一致は見られない。

たとえば、「叙述内容に関する話者の心的態度を文法的手段によって表わしたもの」⁽³⁾とすると話者の心的態度の表現たる「法表現」はもっぱら「命題」内容に対するものだけに限られることになる。ところが Fillmore の定義では、文は Modality と Proposition から成るとしているが、Modality には否定、時制、法、相などをあげている。あとの三者はもっぱら動詞にあらわれる。又あとで見ると中右などでは話者の発話のしかたにかかる修飾語も含まれる。このように文は「命題」と「法表現」から成るとはいうもののその細部については一致しない部分がかなりあるのも事実である。つぎに順次、話者の心的態度の表現と考えられる例をできるだけあげてみることにする。

1.1.1 「文からモダリティを除いた部分を、命題内容 (propositional content) とよぶことにする」⁽⁴⁾ 安井は「命題内容と現実との関係を話し手がどういう心の傾斜でもって捕えているか」をモダリティの定義とする。両者の距離をゼロと考える場合には「確実なもの」と捕えていることになり、その距離に応じて「ありそうなこと」、「不可能ではないこと」、「不可能なこと」と捕えていることになるという。

ここではモダリティは「命題」がどの程度の確実性をもっているか

‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

という「命題」内容の蓋然性にかかわるものであることになる。「法表現」を「命題」の蓋然性にかかわるものであるとするのは最も一般的なものであり、これにはいわゆる「叙法副詞」(modal adverb)があたる。しかし「命題」に対する話者の心的態度の表現はこればかりではなく、命題に対する話者の評価を表わすものがあることもよく知られている。

1. a. Certainly he is behaving well.
- b. Fortunately he is behaving well.

1. a のような「叙法副詞」に対して、1. b の命題に対する評価の副詞は「評価副詞」(evaluative modal) とよばれる。両者とも話者の立場からの表現であるため「話者指向副詞」(speaker-oriented adverb) とよばれる。

ところが一見同類に見える「文副詞」の中には話者指向的でないものがある。すなわち 2. a では副詞は a' でもわかるように主語 John についてのものであり、いわゆる「主語指向副詞」(subject-oriented adverb) である。b, c はその類例である。b では表面に出ない第三者であり、c のように話者であることもある。

2. a. Rightly/Wisely, John returned the money.
a' = John was right/wise to return the money.
 - b. Rightly/Wisely the money was returned.
b' = Someone was right to return the money.
 - c. (Un) Happily/Sadly he won't be there.
c' = I am/One is (un)happy/sad that he won't be there.
- Quirk et al.

1.1.2 中右は「文の意味内容は、つねに命題（内容）とモダリティとの

二大成分から成る」⁽⁵⁾として、モダリティを「発話時における話者の心的態度を叙述したもの」である、と定義する。そして「命題」(内容)にかかる副詞の例のほか、3. の Frankly のような「発話行為」の副詞も、話者の発話時の心的態度を表明する点で、モダリティ副詞であるとする。これは「命題」そのものにかかるものではないが、それを発する時の話者の心的な態度を表わしているにはちがいがなく、確実に「法表現」の一部であり、「語用論的副詞」(pragmatic adverb)⁽⁶⁾とか style adjunct⁽⁷⁾とよばれているものである。これはこれから明らかになるように「命題」から一番かけはなれており、独特のふるまいをする。

3. Frankly, John lied to Bill.

1.1.3 つぎはいわゆる「法助動詞」によるものである。助動詞には「認識的」(epistemic)なものど「根源的」(root)な意味が普通認められるが、この場合は前者の意味の使い方で、「命題」(内容)のおこりうる可能性についてその「確実さ」つまり蓋然性をのべるものである。さきに見た「叙法副詞」に意味的にも機能的にも平行するものであることはよく知られている。例をあげれば 4. a, b, c のようになる。右よりほど蓋然性がたかくなる。

4. a He *may* smoke a pipe.

a' *Possibly* he may smoke a pipe. — Greenbaum

b uncertain

certain

possibly

probably

certainly

perhaps

presumably

obviously

maybe

supposedly

clearly

‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

conceivably seemingly surely

— Hübler

c possibility probability certainty

may should must

might ought to have to

could will (prediction)

— DeCarrico

1. 1. 4 possibly, probably, certainly の「叙法副詞」にはそれぞれ対応する possible, probable, certain という「法形容詞」(modal adjective) がある。そして, 5. a, b の二文は意味的に等価(semantically equivalent) とされる。

5. a *Possibly* he smokes a pipe.

b *It is possible* that he smokes a pipe. — Greenbaum.

ところが a, b に下降調の付加疑問をつけると,

6. a *Possibly*, he smokes a pipe, *doesn't he*?

b *It is possible* that he smokes a pipe, *isn't it*?

となるところから, 「法形容詞」による方は別の新しい「命題」をつくっており「客観的な表現」となっているので「法表現」とはなりえないとする主張がある。もともと「法表現」は真偽の判断の対象となる性質のものでないから *It is possible* は「法表現」ではないとするものである。これについては後でふれる。

「命題」にかかるものではないが 7. a, b の *poor, beautiful* のよう

な形容詞の非制限的・情緒的 (emotional)⁽⁸⁾な使い方も「法表現」の一部をなすと考えられる。

7. a No, my *poor* little girl!

b *Beautiful* Evelyn Hope is dead! — Jespersen

8. The *poor* girl drowned. — Banfield

これは 7. a の *poor* とおなじ使い方である 8. の *poor* を Banfield は「評価語」(evaluative word) とよび、これをその少女に対する話者の態度をあらわすとしていることでもこれは正しい。あとで見ることになるが Kuno and Kaburaki が心的態度の表現と定義する「感情移入」(empathy) が *beloved*, *dear old* などによっても示しうるとし、9 の文が容認しにくい文になるのは話者の感情が移入された部分がそれにふさわしい位置にないためであるとする。(7, 8 ではこの種の形容詞のついたものは主語位置にある)。

9. a?? Someone talked to me about his *beloved* wife.

b?? One should not brag about one's *beloved* wife.

c?? A stranger talked to me about his *old dear* friend.

このような形容詞には emotional, evaluative な話者の態度が確実に示されており、しかも「命題」そのものというより「命題」をつくる要素に対する態度の表現であることを確認しておこう。

1. 1. 5 つぎは節によるものである。I think~, I am sure~, It seems~ も、この部分は何ら新しい情報をつけ加えたり、主張する部分となるのではなく that 以下の「命題」の内容に対して何らかの心的態

‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

度の表現をしてるにすぎない。その証拠には、

10. I think he will come soon, won't he?

などのように付加疑問は he 以下にかかり、この部分が主張になっていることでわかる。これらの「法表現」としての節をつくる動詞は‘colorless’な思考動詞である必要がある。思考の仕方を形容する修飾語がついて think carefully となったり、これとおなじ意味の単一の動詞 consider あるいは、think にストレスをおいた場合、これらを含む主節の方が「意味的に卓越」(semantically dominant) し、「主張」になってしまうからである。

「法表現」としてのこれらの節はもはや主張部分ではないので挿入句のように文頭ばかりでなく、かなり弾力的にさまざまな場所にあらわれる。

ただ注意なくてはならないのは時制は常に現在でなくてはならないことで、もし過去形になると「過去」という余分の意味が当の動詞に加わったことになり上で見たように「法表現」ではなくなってしまう。

この種の節は「命題」にかかるのが一般的であるが、つぎの例では明らかに「命題」の一部にかかっており、これは 11. a, b の文の意味が異なるのも分る。

11. a John, I believe, combined zinc and sulphur.

b John combined zinc and, I believe, sulphur. — 岡田

1. 1. 6 「叙述内容に対する話者の心的態度ないしはこれを示す文法的手段」と「法」(mood) は定義されている⁽⁹⁾。話者の心的態度は「法」としても表わしうる、というより「命題」に対する最も典型的な「法表現」といえるであろう。「命題」の内容を事実としてのべる時、それは命題内容と話者の距離はゼロとなった時の表現であり、「直説法」,(「叙実法」,「平叙法」) がそれである。そのほか「命令法」,「仮定法」がある。

そして具体的にはこれらの「法」に対応する文、叙実文（平叙文）、命令文、等として表わされる。相手に対する要求という点では疑問文⁽¹⁰⁾も「命令法」に入るであろう。又感嘆文は話者の気持が端的に表現されたものである。

1. 1. 7 つぎにストレスをあげなくてはならない。「法表現」としての節たとえば I think の動詞にストレスをおくともはや「法表現」とならなくなることはすでにみた。ここではこの動詞にストレスがあってはいけない。逆に「命題」をつくる要素にストレスをおくとその部分は強制され、ちょうど「分裂文」を使つたのとおなじ機能を果すことになることは一般的事実である。「分裂文」は間違いなく「法表現」の一部であるがこのことについては又あとでふれる。

1. 1. 8 「法」が典型的な「法表現」であることはすでにふれた。その中の一つの現れとしての疑問文も「法表現」である。疑問にするには疑問詞によることもあるが音調によることもある。統語的には叙実文でありながら上昇音調で発話すれば疑問という「法」を表わすことができる。音調は重要な「法表現」である。

12. a $\left\{ \begin{array}{l} \text{Certainly} \\ \text{Probably} \\ \text{Maybe} \end{array} \right\}$ John likes bourbon.

b* $\left\{ \begin{array}{l} \text{Certainly} \\ \text{Probably} \\ \text{Maybe} \end{array} \right\}$ John likes bourbon. — Katz and Postal.



b の文が非文になるのは、まさに上昇音調以外にはない。文頭の副詞は John 以下の命題内容についてその蓋然性をのべた「法表現」である。ところがこの文に上昇音調を付すことは命題内容に疑問を発することになる。一つの「命題」に対して二つの異った「法表現」があり、それが

‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

衝突する、つまり発話において話者の心的態度に一貫性がないので非文となっているのである。

13. Frank probably beat all his opponents, didn't he?

この文が一つの「命題」に対して *probably* というそれとして蓋然性をのべて判断をしておきながら、なおかつ付加疑問を付すというもう一つの別の判断をしているように見えながら非文にならないのは、理由はただ一つ、下降音調だからである。この下降音調により話者は命題内容に対して疑問を発しているのではなく、むしろ命題内容を確認しているため、全体として話者の心的態度に矛盾がおこらないからである。音調は最も基本的な「法表現」の一つである。

1.1.8 Kuno and Kaburaki は、文には話者が記述している出来事 (event) に参加しているもの (participant) に対して話者がどのような態度をとっているか自ずからでてくるとし、その参加者に話者が一体化 (identification) しているかどうかを特徴づけるために「感情移入」 (empathy) という概念をつかう。

14. a I ran into John on the street.

b *John ran into me on the street.

二人の参加者 John と「私」の場合、「感情移入」しやすいのは「私」であって、「私」についてのべる文構造が自然である。「感情移入」は明白に話者の心的態度にかかわるものである。Kuno 自身「感情移入」について「話者の態度」 (speaker's attitude toward the participant of the event) という表現をしていることから確認できる。これはいろいろ興味ある問題に関連するが、ここではこれ以上ふれない。

- 1.1.9 発話はもともと自己中心的 (ego centric)⁽¹¹⁾ なものであり、「いま」、「ここ」(hic et nunc) 的なものである。

15. a I am standing *here* in front of the gate.

d* I am standing *there* in front of the gate.

16. a I was standing in front of the gate *then*.

b* I was standing in front of the gate *now*.

このように発話は発話時（「いま」）、発話場所（「ここ」）がつねに起点になっている。話者の心的態度は「ここ」、「いま」を中心にしてしか考えることができない。だから話者の心的態度について語るとき、当然のこととして「いま」、「ここ」ということは前提になっている。これが典型的に現われるのは「話法」である。「直接話法」の文を「間接話法」の文にする時に副詞、人称、時制は特定の一つの視点、つまり話者の「いま」、「ここ」の視点からのべなおされなければならない。Banfield はこれを、

16. b The one expression / One speaker principle

For every expression (E), there is a unique referent of *I* (the speaker) and a unique referent of *you* (addressee)

b The 1 E / 1 Consciousness Principle

For every node E, there is a unique referent, called subject-of-consciousness, to whom all expressive elements are attributed.

16. a と整理し、さらに 16. b と入れかえた。また Lyons⁽¹²⁾ は

17. a That would be a good place for a picnic.

b You should see a doctor.

‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

c It could be true.

17の文について「過去」はより‘tentative’, ‘remote’, ‘polite’な意味を導入する「法」(mood)とかかわるものとのべている。また「時制」は特異な「法表現」(specific kind of modality)であるという⁽¹³⁾。又‘there’, ‘here’に時間的に対応する‘then’対‘now’の区別は時間的に離れていることばかりでなく、心的に離れていること(modal remoteness)とでも言えるものを表わすにも使われ、「法表現」は直示表現(deixis)とより密な関係があるとし「法表現」としての時制と、その直示表現との関係のふかさをのべている。

1. 1. 10 Kruisinga は音調とともに語順も「法表現」の一つであるという⁽¹⁴⁾。疑問も「法表現」であることはすでにふれた。疑問は主語と(助)動詞の語順の転換でも表わせるから語順が「法表現」であることは否定できない。「話題化」にしろ、「外置」にしろ、「命題」をつくる要素の移動は、その移動された要素に対して、又「命題」全体に対して何らかの話者の心的態度が表明することになる。だから、要素が移動された場合とは機能的にも意味的にもちがった文となりうるのである。例をあげよう。

18. a John believes that Mary talked to Sue about the secret.
b About the secret, John believes that Mary talked to Sue —.
c* About the secret, who does John believe that Mary talked to — ?

bはaの about the secret を「話題化」したものである。cはそれに更に、疑問文にしたもので、これが非文なのはつぎのような理由からだと考えられる。「疑問」は一つの重要な「法表現」である。aという

「命題」がそのままのかたちで提示された文に「疑問」という一つの心的態度が表明され、なおかつ「命題」の要素 about the secret の前置が加えられたために非文となっている。一つの「命題」には異った「法表現」があってはいけない。つまり文の中では話者の心的態度は一貫していなくてははいけないはずであるが、それがやぶられている⁽¹⁵⁾。もう一つ例をあげよう。

19. a Tom probably ran so fast that he got to Texas in ten minutes.

b?? So fast did Tom probably run that he got to Texas in ten minutes.

bの文が容認しがたいのは、この文でもやはり一つの「命題」に二つのちがった「法表現」があって話者の心的態度が一貫しないからだと思われる。すなわち、aではprobablyという蓋然性をあらわす「法表現」があるが、bではそれにさらに「命題」の一部を前置によって「強調する」というあらたな態度表現があるからである⁽¹⁶⁾。

このことは Jespersen が特殊な「外置」と見た「分裂文」もおなじことで、たとえば、

20. a It was the professor of physics that John sent his paper to —.

b* What was it the professor of physics that John sent — to — ?

20. bが非文になるのは「命題」の一要素を「分裂化」してすでに一つの心的態度が表明されてあるのに、更に「疑問」という異った心的態度を表明してあるからである。語順の移動は確実に話者の心的態度の表現である。

‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

1.1.11 感嘆が典型的な「法表現」であろうことはすでにのべた。感嘆を表わすには「感嘆文」という構造でもできるが「感嘆詞」であらわすこともできる。

21. a The FBI arrested ... uh ... Bill Jones.

b The FBI arrested ... Bill Jones.

c The FBI arrested ... oh ... Bill Jones. — D. James

James によれば a は「ためらい」 b は、思い出そうとしているか、「はらはらさせる」、c は入念な選択、「決心しようとしている」ことを示しており、「感嘆詞」はそれぞれに「話者の感じと態度」(the feelings and attitudes of the speaker) の表現であるとのべている。これは、

22. Helen reminded me that Jack *damn him*, might be late again.

— Banfield

の *damn him* についても同様であり、これはほかならぬ Jack に対する話者の気持を表わす「表現的要素」(expressive element)⁽¹⁷⁾ なのである。

「感嘆詞」が「法表現」だということは、「感嘆文」の場合とおなじく、「感嘆詞」の及ぶ部分(「命題」)からその一部の要素を移動できない(つまり一つの「命題」に「感嘆」という心的態度を表出しておきながらそれに更に語順移動によってあらたな態度を表明することはできない)という事実によっても示しうるがここではこれ以上ふれない⁽¹⁸⁾。

1.1.12 最後にマイナーな「法表現」かも知れないがつぎの例をみよう。

23. a This program has *been* pre-recorded.
 b This program has *gotten* pre-recorded.
 24. a A cache of marijuana *was* found by Fido, the police.
 b My cache of marijuana *got* found by Fido, the police.
 25. a How *was* this window opened?
 b How did this door *get* opened?

— R. Lakoff

be による変動態と get による受動態では、前者が状态的であったり動作적であったりするが後者は動作的であるという意味上のちがいがあるとされるが実はそればかりではない。上の a, b の文の意味のちがいを Lakoff にそって見てみよう。

23. b は a にくらべて、その計画に対して何か不利なことがなされた ('something was done to the program to its detriment') という意味を含んでいるように感じられる。また 24. b では話者がこの行為にまきこまれており、そのことについて話者は不満であることを「非常にはっきりと」(very clear) 示している。25. b では、get が表面に出ていない行為者たる主語の側に責任があることを暗示しており、ドアが開けられたことを怒っている時にこの文は使われるだろう、と Lakoff はいう。つまり get による受動態には話者の気持が含まれており、これは「文の中でのべられている出来事に対する話者の態度を反映している」('reflect the attitude of the speaker toward the events described in the sentence) とのべる。「命題」をつくる要素がちがえばそれに対応して意味がかわるのは当然であるが、この場合は get を使うことによって話者のちがった態度が表示されることになるのである。

以上、話者のどんな態度が、どのような方法で、何に対して表わされるかを見て来た。一例をあげれば、「命題」に対してその蓋然性の程度を法副詞であらわす、というようなことになる。「態度」という語の枠を

広げすぎたと感じられる部分もあるかも知れないが、「法表現」を「話者の発話時における心的態度」と定義する限り以上のようになる。もともと話者の「態度」とは「話し手の話す時の気持のもち方」「対象の見方、とらえ方、視点」のことであるほかはなく、まさしくこれは「心的態度」のことである。「身体的態度」という表現はこの場合意味をなさない。「話者の態度」とはあくまで「話者が話す時の気持のもち方」のことであり、話者の態度はもちろん「現在時制」に限られるはずのものであり得ない。「法表現」を発話時に限るのは、発話時以外の時の表現の場合には、話者の主観的な態度そのものよりはむしろ話者自体を客体的に見た客観的な表現つまり記述になってしまうからに他ならない。そのような客観的な表現では話者の気持もはや一つの出来事として客体化されたものとして表現されることになるのである。

話者の発話時の心的態度は決して「命題」に対してばかり表わされているわけではない。話し手の話し方自体、話そうとする「命題」の内容、その「命題」をつくる要素に対して、またその選択に話者の気持のもち方は現われて来る。これはどの言語であれ共通にあらわれうるはずのものである。たとえば三宅は用言、助動詞にとどまらず終動詞、間投助詞にも、イントネーションのなかにも希望、推定、仮定、命令、決意、質問、疑惑などにも陳述(=「法表現」：筆者)の力があるとのべている⁽¹⁹⁾。また阪倉は「事柄の表現に更にそれに関する話し手の「こうだ」とか「こうでない」とかいう判断、あるいは問いや命令や禁止や要求や願いや感動の気持の表現が加って、それだけで一応閉じられたものが文である」(傍点筆者)という時、ここからも上に見て来た例のそれぞれが「法表現」として見てまちがいないことがわかる。「全く客観的な発話をするということはきわめて困難であり、われわれが言ったり、書いたりすることほとんどすべては、われわれの「態度のこん跡」(impress of our attitude)を伝えている」(Quirk et al. 1985: p. 613)のである。

「文」が「命題」と「法表現」からなるという時、それはまず「命題」があって、それとそれに対して話者が表明する心的態度とから出来てい

る、ということの意味するものでないことは明らかである。「何」に対して、「何」を「どのように」言うか、つまり「命題」をつくる要素の選択、統語的な構造、音調の選択の中に既に話者の心的態度は色濃くあらわれる。「命題 そのものの中に話者の心的態度はぬき出しがたく現われている」。「写生されたり撮影されたりする相手についての表現と思われがちな絵画や写真は、実は同時に話者の位置についての表現という性格もそなえており、さらに作者の独自の見かたや感情などの表現さえも行われている」⁽²⁰⁾ というふうにある。

中右(1980)はモダリティの「具現する形」として①陳述緩和用法の法助動詞②感嘆詞③ I think などの節④「法」(平叙法、疑問法、命令法)⑤副詞表現などあげているのは「法表現」を扱ったもののうち最も網羅的であり充分評価できるものである。ただ心的態度の表現はこれだけではないのは上で見た通りであるし、ここにあげられているものは(定義上とはいえ)⁽²¹⁾「命題」をつくる要素に対する心的態度の表現が入れられていないのは不足であろう⁽²²⁾。

1.2 1.1で見てきたように話者の心的態度といってもそれがおもむく対象部分は「命題」そのものであったり、それをつくる部分であったりするし、又そこに表わされる態度も決して一様ではない。ある時は、話し手自身の話し方の副詞として表現され、ある時は「命題」に対する評価、蓋然性を表わす副詞あるいは助動詞として表現されたり、場合によっては「命題」をつくる要素に対する話し手の感情的な形容詞による表現であったりする。

もし今これらの「法表現」の現われる順序を整理してみたらどういうことになるであろうか。まず「命題」の一部の要素にかかるものは基本的にその直前に来るからおいておき、それ以外のものについてざっと見るとつぎのようになるう。

26. a Frankly, she isn't very stupid. — Greenbaum

‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

- b Seriously, how do I look?
- c Frankly, John obviously left early.
- d* Obviously, John frankly left early. — Schreiber
- e Fortunately, he had evidently had his opinion of the matter.
- f* Evidently, he had fortunately had his opinion of the matter — Nakajima
- g* Fortunately, is he ill?

まず a, b, c, d, g から話し方にかかる「法表現」は「命題」にかかわる「法表現」とは全く区別され、その「命題」の外にあり、他のあらゆる「法表現」より前に出ることがわかる。

また、d, e, f を見るとおなじ「命題」にかかるものでも、評価的なものより、蓋然性を示すものが後に来る、つまり「命題」に対する態度の中でも評価的なものが前に来るのが一般的であることがわかる。その次に来るのが「命題」の蓋然性を表わすものである。つまり基本的には、

27. ①「命題」には一切かかわらず話し方にかかわるもの、②「命題」にかかわるもの（「命題」に対する評価／「命題」に対する蓋然性を表わすもの）、③「命題」の要素にかかわるもの。

という順序になる。むろんこれは基本的にこうなるというだけで、基本的に、それらがかかわるものほど近くなる、つまり動詞を修飾するものほど動詞に近く、文を修飾する副詞ほど文頭に立ちやすく、（コンマをつければ挿入句のように動きもかなり自由になりやすい）ということになる。これは認識的にも、言語直観にもかなっている。

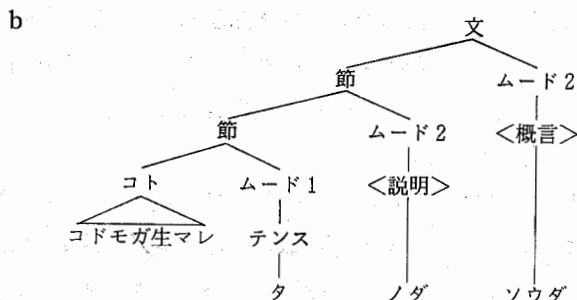
以上のように見て来ると安井の対象とする心的態度は、27のうち②のみであり、中右のものはかなり網羅的でありながらも①、②にとどまる

ものであることがわかる。筆者の主張は発話において①, ②, ③において対立があってはいけない, つまり発話において話者の心的態度が一貫していなくてはいけない, とするものである。さらに一度「明確な」心的態度を表明した部分にはなんらの「変形」によって異った「法表現」を加えることが出来ない, というのが筆者の (1984), (1985), (1986) における基本的な主張である。

このように大きくわけて, 三つの種類の異なる「法表現」はそのおよぶ範囲がそれぞれにちがうわけで, 基本的には「文」の中で占める位置も異なる。

この「法表現」はその間に序列があることは日本語でも同様であり, それは, 例えば寺村に見られる。寺村は, 28. a に対して b のような図

28. a 子ドモガ生レタノダソウダ



を与えている。ここではムード 1, 2 とあり, テンス, 説明, 概言という順序になっており, これがかわらないような事実からも予測できる⁽²³⁾。

また芳賀は

28. 芝居でもはじまるかね。

について、「芝居でもはじまる」という事態（事柄を客観的に叙実したもの、「命題」：筆者）。「ね」という終助詞は「文を言い収める」陳述（「法表現」：筆者）があるが、その間の「が」は「芝居でもはじまる」という客観事実に対する《疑い》という話し手の主張を直接《直感的》に表現しつつ、「叙述」を外側からつつんでいるとしている。つまり《何かについての話し手の態度の主観的表現》（か）と《誰かに対する話し手の態度の主観的表現》（ね）の二種の陳述を認めていることに注意しなくてはならない。〈かね〉は〈ねか〉と逆になることはないから、ここでも「法表現」には序列に対して基本的にも順序がある、ことも示していることになる。

日本語の敬語は話者の自分以外の人（相手、話題の人）に対する気持が語彙的、文法的に表現されたものと考えられるが、三上は、29. b

29. a Tōkyō e syuttisyō-sita.

b Tōkyō e syuttisyō-sALE-MASita

に見られるように dictum と modus の間にあらわれる、としているのも参考にしていいであろう。

2. この章では、すでにふれた「法副詞」と「法形容詞」との関係、とくに、次の a, b の文のちがひ、類似点について再び考えてみたい。

1. a Possibly he will come.

b It is possible that he will come.

意味的に等しい a, b において、① possibly, ② it is possible はともに he will come についてその蓋然性をのべていることにはまちがいない。ただ形の上では②は時制をもち主語、述語をそなえているという点ではっきり①と異なる。これが②の「法形容詞」による表現を「客観

的な表現」, ①をそうでない「主観的な表現」とする理由である。一般に進行相, 完了相, 時制をもつ順に独立した文らしくない客観的な意味をもつ表現となる傾向が英語にはあるからである⁽²⁴⁾。これは段階的な性質のものであるはずで, ①, ②だけについて言えば, どちらかに分ければ①は主観的, ②は客観的ということになるであろう⁽²⁵⁾。

安井の考えは基本的にはこれに近いものと思われるが, 中右は更にすみ, 付加疑問がこの違いをいっそう明確にするという。つまり 1. a, bに付加疑問を付すと,

2. a Possibly he will come, *won't he*?

b It is possible that he will come, *isn't it*?

となるので, ② it is possible は主張部分となっており, もはや主観的な話者の心的態度の表現とは言えないとする。②は「法表現」ではないとはっきり言いきるのである。

ある表現が主観的であること, 時制をもった客観的な表現であることは直線的に, しかも截然とした形で「法表現」であること, 「法表現」でないことにつながるものであろうか。以降では, 中右に近いと思われる金田一の考えの大筋を見て, このような截然とした二分法について考える。

2.1 金田一は「不変化助動詞の本質」においておよそつぎのことを主張する。

3. a 富士山へ登ろう。

b 富士山へ登るつもりだ。

a, bの文はどちらも, 文頭に「私は」をつけると「私の現在の気持」を言っているが, 「た」をつけて過去の叙述をしようとする途端にちが

いがでてくる。すなわち「登ろう」の方には「た」がつかないが、「登るつもりだ」の方には簡単につくからである。つまり、「う」の方は過去における意志を表わせず、「つもりだ」の方は過去の意志を表わすことができるということになる。「つもりだ」が表わし得るのは現在、過去に限らない。(これがさきに見た時制をもつか、もたないかのちがいの部分に対応する)。

このことから、「う」の方は、現在話者が意図している場合にしか使えない。これは自分もっている意志を主観的に表示している証拠と見てよいと思う。他方、「富士山へ登るつもりの人はい…」、「あなたは「富士山へ登るつもりだそうですね」…、「富士山へ登るつもりだったんだが…」のように「つもりだ」の方は誰のいつの意図でも、その人がその中に意図をもっているという事実を客観的に叙述しているからと考えてまちがいなさそうである」という。そしていくつかの例をあげたあとでつぎのA、Bのことが証明されたとする。

4. A 助動詞のうち、「う」、「よう」、「まい」、「だろう」ある場合の「た」、「だ」など終止形しかないものは、話者のその時の心理の主観的表現をするのに用いられるものである。

B 助動詞のうち、「ない」、「らしい」、「ます」、「です」、「ふつうの」「た」、「だ」などなど、いろいろの活用形をもつものは、動詞、形容詞とおなじく、事態・属性など客観的に表現するのに用いられるものである。

また主観的表現、客観的表現については「客観的な事態にあることを述べる助動詞は、ある事態にあることが打消される状態にあるとか、あるいは、それが過去のことであるとかいうことを示したり、そういう事態にあるものが何であることを示したりすることができるはずである。それゆえ、客観的表現の助動詞は連用形やら連体形やら、あるいは、未然形やら仮定法やらを具えているのである。これに引き換え、主観的表現

の助動詞の方はその過去とか、その打消しとか、その対象とかいうことは意味をなさない。そのために終止形以外の形はないのである」と明解である。そして主観的表現、客観的表現の一覧表をあげ、つぎのように結ぶ。

5. もし私の分類が文法的事実の研究に引用される場合には、主観的表現の語句を「主観表現」の語、あるいは *modus* と呼び、客観的表現の語句を「客観表現」の語、あるいは *dictum* と呼んでいただきたいと思う⁽²⁶⁾。

まぎれもなく「主観表現」は「法表現」そのものである。とくにここで注目したいのは、主観的表現が「現在話者が意図して」いる場合にしか使えず、終止形しかないのは、「法表現」でないもの、つまり「命題」内容を表わす客観的表現はいつの時をも表わすことができる、という点である。客観的な表現はいくつかの時を表現する形をとりうるということ、このことである。

「客観表現」がその基準をいろいろな時を表現しうる形をもっていることに決定的に依存していることを確認しておこう。

この主張は①「法副詞」*possibly* ②「法形容詞」*it is possible* に関連してつぎのことを思いおこさせる。

その一つは、① *possibly* と「主観表現」、② *it is possible* と「客観表現」の完全な平行性である。

その二つめは、「法表現」がゼロの具現形をもつこと、つまり「法表現」が表面にそれとして現われて来ない場合があることである。

6. a 富士山へ登るう

b 富士山へ登るつもりだ□

7. a Possibly he will come.

b □ It is possible that he will come.

定義上、「文」が「命題」と「法表現」つまり「客観表現」と「主観表現」からなるとすれば6, 7の下線部の「命題」, 「客観表現」と四角でかこまれた「法表現」, 「主観表現」から出来ていることになる。aの文では具現形をもつがbの文では金田一, 中右の主張に従うかぎりゼロの具現形を考えざるを得ない。しかし一般に平叙文, つまり「命題」と話者の距離がなくそのまま表現するとき「法表現」それとしての形をとって現われないから, ゼロの「法表現」もあることはそれとして認めざるを得ない。以上二つの点をふまえて議論をすゝめる。

2.2.1 金田一の「客観表現」, 「主観表現」の二分法は全体としては伝統的な dictum, modus と平行するもので, たしかに言語の性質をつかまえたものでそれとしては問題となるものではないであろうが, ここで二つのさらに検討すべき点にふれておきたい。

8. a 富士山へ登ろう。

b 富士山へ登るつもりだ。

まず, すでにふれたがa, bとも文頭に「私は」をつけるとともに「私の現在の気持をのべている」という言い方をしていることである。つまり「客観表現」の「(登る) つもりだ」も現在形の時には「主観表現」の「(登る) う」とおなじ気持をのべているとしている。「主観表現」, 「客観表現」の区別には時制の区別をもつことが決定的な働きをしたはずであるが, 現在形の時はその区別はなくなり「客観表現」も「主観表現」とおなじ働きをする可能性があることを示している。これは重要なことを示唆している。

① possibly と② it is possible の差についてはすでに充分のべつくされている。意味的に等価ではあるが①が主観的であるに対して②は独立した「命題」をつくっており, 客観的な表現となる。①は発話時の話者の心的態度を表わすのに対して②は現在ばかりでなく他の時をも示す

形をもつことができる。発話時以外の時を示すことができるかというかが客観的な表現と主観的な表現つまり「法表現」を区別する絶対的な基準になるとすれば、I think, I suppose, it seems (to me), I'm sure についてもおなじことである。これらは現在形では主観的な表現、「法表現」とされるが、I thought, it seemed, と過去形になるともはや主観的な「法表現」ではなくなってしまう。しかし現在形でありながら何故「法形容詞」による it is possible に類するものだけが「法表現」からのぞかれるのであろうか。「つもりだ」が現在の時「う」とおなじく「私の現在の気持をのべている」ように現在形の it is possible にも「現在の気持をのべている」「法表現」としての使い方を認めることはできないものだろうか。

金田一が「主観表現」と「客観表現」の区別を（ある可能性をのこしつつも）時の表現に依存させるが中右（1979）は「モダリティは真偽の対象にはならない」から「法表現」がどうかは付加疑問でわかるとして「法表現」とそうでないものとの峻別する決定的な方法として付加疑問を使うことにさせるのは何であろうか。この「モダリティは真偽の対象とはならない」という考えはそれほど絶対的なものであろうか。

勿論、今じている自分の判断は、そういう判断をしているのは事実なのであるから、真とか偽とかをはなれている。これは明白である。しかし、付加疑問を「法表現」とそうでないものとの絶対的な峻別の方法だとするこの考えの中には「話者の不安定な心的態度」という点が考慮されていないようである。発話時の自分の態度がはっきりしている時には中右のように言えるが、発話する時に自分のしている判断に自信がない、つまり態度が明確でない時には、自分のいったんした判断をたしかめるために、（付加疑問の形で）きゝ手に問いかけて、自分の判断の正しさを確認したり、同意を求めることはあるはずである。以下これを検討してみよう。

9. a Is Agnew a figment, do you think?

‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

b INTEROGATIVE_{Mod} + [Agnew is a figment]_{Prop} ;

[do you think]_{Mod} + [∇]_{Prop} (1981)

10. a John is tall, isn't he.

b DEC_{Mod} + [John is tall]_{Prop} + [isn't he]_{Mod} (1979)

中右にとって疑問文として表わされる「法」も「法表現」(「モダリティ」)であることは前章でも見たしました, 9. a, 10. a に対して与えられた 9. b, 10. b の「構造」からも明らかである。このことは付加疑問についても同様なはずで, 付加疑問もまた発話時の話者の心的態度を表わしているにちがいない。中右は 10. b について「後半部は否定を含む付加疑問で, これは通例下降音調のもとに, 付加疑問法, つまり, 話し手が聞き手に自ら想定するところについて念を押すという態度を実現していることができる」(1979) という。であるが, 上昇音調の付加疑問は「上昇音調をとれば, その機能は, 純正な Yes-no 疑問文のように, 聞き手の情報を求めていることになる。つまり話者は命題内容の真偽を不明としたうえでその真偽をたずねている」(1980) ので, つぎのような上昇音調の付加疑問のついたつぎの各文は非文となる。

11. a * Frank probably beat all his opponents, didn't he?

b * Max certainly has finished eating dinner, hasn't he?

c * Charley evidently discovered a flaw in my argument,
didn't he?

—— 中右 (1980)

上昇音調の付加疑問では, 一つの「命題内容に対しなんらかのコミットをし」, 蓋然性をのべていながら, 同時にその真偽を問うており, 「二つのモダリティが矛盾する」から非文になるのであるとする。これは「発話において心的態度が一貫してはいけなない」という筆者の主張と全く平行なものであってこれ自体は問題はない。

もう一度10. a, bを見てみよう。これは下降調の付加疑問の場合としてあげてある。Mod は二つあるが前のDEC という「平叙法」を表わす「法表現」は「非明示的な形」で含まれており、isn't he は下降調で「自らの想定するところについて念を押すという態度を実現」しているのであるから、二つの「法表現」があるが互に矛盾しない、つまり心的態度に矛盾がないから非文とはならない。これはこれでよい。しかしもし、10. a を上昇調で言ったらその時の説明はどうなるであろうか。もし10. b のような「構造」を与え、DEC_{Mod} をそのままとして「平叙法」を表わすとし、isn't he_{Mod} を聞き手に情報を求める「疑問法」だとすると、上昇調で言った場合の10. a の文は一つの「命題」の中に異なる二つの「法表現」があって、非文となるはずである。しかし、これは事実に反する。上昇調による10. a の文は存在するから、この説明の方法にはまちがいがある。ではどう説明すべきであろうか。上昇調の isn't he は「疑問法」という「法表現」であることはまちがいないのであるから問題は前の Mod の扱いである。これを INTEROGATIVE_{Mod} とすれば後の Mod と矛盾しなくなるが、これでは「平叙法」の具現形 John is tall, 「疑問法」+John is tall の具現形つまり Is John tall のちがいを無視してしまうことになるので受け入れられない。つまり *Is John tall, isn't he? を許すことになる。付加疑問のついた文は、「平叙文」とも「疑問文」ともちがう。前半は音調からしても統語構造も「平叙文」であり「平叙法」という「法表現」があり、後半は上昇調の付加疑問で「疑問法」という別の「法表現」がつけ加えられる、という一つの文の中に異なる「法表現」が共存していることこそこの文を「平叙文」とも「疑問文」とも区別するこの文の特徴である。前半では「命題」を事実として受け入れながら、後半ではそのおなじ「命題」に疑問を発する。ここにははっきりと心のもち方、心的態度に変化があり、この心のもち方の変化、心のゆれ動き、不安定な態度こそ、上昇調の付加疑問をつけた文の「法表現」と見るべきである。筆者は(1986)において、文をこえたレベルでは心的態度の表現が一貫しないことがよくあるが、こ

‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

これは微妙な話者の心の動きがあることが現われたものであるとのべた。上昇調の付加疑問のついた文は一つの文のレベルでこれがおこっているものであり、この「不安定な心的態度」こそこの上昇調付加疑問のついた文の「法表現」の特徴だということになる。

この不安定、不確かな態度に関連して注目しなければならない重要なことがもう一つある。それは 11. a ~ c の非文の「法副詞」probably, certainly, evidently は蓋然性の程度が高い方に属する副詞だということである。11. a ~ c の非文はすぐに、つぎの12の各非文を思いおこさせる。

12. a * Will he $\left\{ \begin{array}{l} \text{certainly} \\ \text{surely} \end{array} \right\}$ be there? — Greenbaum

b * $\left\{ \begin{array}{l} \text{Has} \\ \text{Will} \end{array} \right\}$ John $\left\{ \begin{array}{l} \text{probably} \\ \text{certainly} \\ \text{evidently} \end{array} \right\}$ come? — Bellert

c * Did they $\left\{ \begin{array}{l} \text{certainly} \\ \text{surely} \end{array} \right\}$ want him to be elected? — Quirk et al. (1985)

これらの文が非文なのはまさしく、一つの「命題」に異った二つの「法表現」があるためである。一方ではそれとしてその「命題」に蓋然性をのべておきながら、一方ではそれに疑問を発するという別の態度を表明しているからである。ところがここでもまた、「法副詞」は probably, surely, certainly, evidently というような蓋然性の程度の高い方に入るものである。そこで蓋然性のひくい副詞についてみると、

13. a Has John perhaps been here before?

b Have you perhaps misunderstood the question? — Bellert.

- c Can they possibly leave early?—Greenbaum.

13. a～c のように非文とはならない。(文中では Bellert の言うように「純粋な法表現」(pure modal) でなくなってしまうのであろうか)。⁽²⁷⁾すなわち、「命題」の内容に対して、はっきりした確信のもてない時には、その不確かな判断に対して情報を求めるべく、疑問を発することは何ら奇妙なところはない。したがって、上昇調の付加疑問のついた、つぎの文は当然あっておかしくはない。

14. a John has perhaps been here, hasn't he ?

- b You have perhaps misunderstood the question, haven't you ?

- c They can possibly leave early, can't they ?

蓋然性を表わす副詞は蓋然性の程度によって機能がちがいに扱ってはいけないのである。

すなわち① possible ② it is possible を付加疑問のありようによって「法表現」であるか、ないかを截然と分けようとする中右には、明確な心的態度の表現ばかりが考慮され、不確かで不安定な心的態度の視点は考慮されていないことがわかる。

以上、「法副詞」と「法形容詞」による表現が付加疑問によって、截然と二つの異ったもの、一方は主観的な「法表現」、他方は客観的で、「法表現」ではないとして扱われるべきだ、とする見方に対する疑問を二つの点からのべた。

2. 2. 2 ここでは、「ゼロ」の「法表現」について考えてみる。「ゼロ」という概念は統一的な説明上、よく使われる概念であり、「法表現」においても例外ではない。関係ぶかいところでは時枝の「零記号」があるが中右の例で見てみよう。中右は「命題・モダリティ」の「構造」(1981)、「図式化」(1979)に DECLARATIVE_{MOD}, INTEROGATEVE_{MOD}

‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

というような記号を導入している。これらは「法」に対応するもののようであり、先に見た例（便宜上くり返す）、

16. a John is tall, isn't he?

b $DEC_{Mod} + [John\ is\ tall]_{Prop} + [isn't\ he]_{Mod}$

16. a に対して b のような「構造」を与え、「前半部は平叙文で、平叙文は平叙法とも呼ぶべきモダリティを非明示的な形で含んでいる」という。つまりここでは「平叙法」がそれとしての具現形をもたない「法表現」ということになる。2. 1 で見た「主観表現」（「法表現」）がゼロとなることがあるとはこのことである。

安井が「現実と命題内容との距離がゼロであると考えているのか、いないのか」ということで、ゼロであると考えているならモダリティーを含まない形が用いられ、ゼロでないならモダリティーを含む形が用いられ、……」という時、これは正確ではないだろう。一般に認められ、また安井自身が「文からモダリティーを除いた部分を命題内容……とよぶ」といっているように、定義上「法表現」を含まない文はない。したがって「…モダリティーを含まない形が用いられ…」は「…モダリティーの具現した形を含まない…」とでもしないと正確ではない。「法表現」がない」と「法表現」の形をもたない」とでは全く別のことをさしている。

平叙文がそれとしての「法」を表わす具現形をもたずに現われる、というのは認めてよい。ところで中右は16. a を下降調の付加疑問のついた文としてあげてある。16. b の「構造」も当然それにそったものである。この付加疑問を上昇調にしたらどうなるか。議論は2. 2. 1 にゆずるが、結局、この場合も16. b の DEC_{Mod} も実は「ゼロ」でなくてはいけないことになる。それはところが、あとに別の疑問という「法表現」が来るという点で「平叙法」が「ゼロ」として具現する、というのではなく、 DEC_{Mod} を仮りに設定してもいわゆる「平叙法」のもつゼロの具

現形とは性質のちがうものである可能性がある。

「発話行為」にかかる frankly などの副詞も重要な「法表現」である。これは他の「法表現」がそれぞれ具現した形をもっているのに対し、それとしての修飾すべき具現した形をもっていない。もし Ross の「遂行分析」(Performative analysis) を考えれば、どの文にも「上位節」I SAY TO YOU があり, frankly はこの SAY にかかることになって理論上は都合がよいのだが、中右ではこの種の節の設定についてはふれられていない。しかし「明示的」でない(「ゼロ」の)「遂行文」として考えてよいふしはある。

もともと「伝達動詞」と「思考動詞」の関係は「話法」のときに典型的に見られるようにきわめてふかいものである⁽²⁸⁾。R. Lakoff は

17. a *Do I suppose the Yankees will win the penant?

b *I suppose the Yankees will win the penant, don't I?

17. a, b の文が非文なのは suppose が Austin の意味での「遂行動詞」(performative verb) として使われており、まきに行なわれている行動を記述したものだから、これに疑問を発することは無意味である、中右ふうに言えば、「現に suppose しているのだから真偽の対象にはなりえない」ということになろう。こうして suppose が「遂行動詞」の一種と考えることをのべたあと、

18. a John left, didn't he? (→)

b I suppose John left.

18. a (これに対して 'No' と答えると話者はおどろくであろう、とのべているので明白に下降調の付加疑問である、ことに注目する必要がある) と b の差は、18. b では「遂行動詞」が「現実の動詞」(real verb) であるが、18. a では「抽象的な動詞」(abstract verb) であることだと

‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

いう。R. Lakoff は I suppose を「遂行節」と考え、それが 18. b のように「現実の動詞」として現われることもあれば 18. a のように「抽象的な動詞」として表面に出て来ないこともあるという。これは「現実の動詞」として具現しないということであって、それが「存在しない」と言っているのではないことは注目しなくてはならない。

ところで中右 (1981) は、

19. a I believe that Sally is honest, I suppose.

b [I believe]_{Mod} + [Sally is honest]_{Prop} ; [I suppose]_{Mod} +
[▽]_{Prop}

19. a に対して 19. b の「構造」を与えており、I suppose を I believe 同様、「法表現」としている。これはあとの「命題」に対してたしかに話者の心的態度を述べており、しかも今まさしく believe, suppose しているのであるから真偽の対象にならない、という点においても「法表現」というのは正しい。すると中右の「法表現」としての suppose, これにふかい関係のある Lakoff の「遂行節」としての I suppose, それにつぎの章で見ると中右の I promise の「遂行文」を見ると当然のこととして frankly など「発話行為」の修飾の対象となる I SAY TO YOU などの「遂行節」を考え、これが明示的に表わされていない（「ゼロ」の形式をとった）と考えざるを得ない。以上、三つの「ゼロ」の具現形

①「平叙文」の「ゼロ」の具現形②付加疑問のついた文の前半の「平叙文」の「ゼロ」の具現形, ③ frankly などの修飾する「発話行為」を表わす「遂行節」の「ゼロ」の具現形, の性質をあらいなおし、はっきりさせておく必要がある。これは I suppose のとらえ方に見るようになりかなり重要なことである。

3. 中右 (1980) は「発話行為」の副詞は「遂行文」と共起できるとした。その理由を、I apologize, I promise, I order は「遂行文」の

必要条件をみたしているからとする。主語は一人称、動詞は発言動詞の単純現在形だからである。apologize, promise, order は tell に等しい発言の素性を核成分として含んでいる。つまり言いかえれば、それぞれ $\text{tell} + \alpha$, $\text{tell} + \beta$, $\text{tell} + \gamma$ というような形で表わされる素性集合だから、と言うのである。(ここには「発話行為」にかかる frankly などに対して(明示的ではないが) I tell you のような「遂行文」が想定されていることがよんでとれる。) つぎの文を見てみよう。

20. Sincerely, I apologize for being so rude.

20. の「Sincerely は apologize を限定し、一諸になって「心から謝罪する」という意味を形造っている。謝罪の仕方を規定しているということである」と中右のはのべている。

しかし、ここには注意しなくてはならない点が含まれている。今、もし Ross の方法で考えるとすると、もともと「遂行分析」は、主語、単純現在の伝達動詞、間接目的語 you をもつ最上節があり、それが「消去」される(中右のように言う「明示的に」あらわれてこない、ということになろう)、というものである。その動詞は $\langle +\text{communication} \rangle$, $\langle +\text{linguistic} \rangle$ $\langle +\text{declarative} \rangle$ などの素性をもつものである。

ところが実際に消去できるのは「意味的に最少 (semantically minimal) な say, tell のような場合のみで、それ以上の意味情報の加った promise などは消去できない。say, tell でも said, told となると「消去」できなくなるのは、やはり say, tell と $\langle +\text{past} \rangle$ という余分の情報が加わったためである。またここで、すでに見たところを思い出そう。

つまり動詞にストレスであれ、副詞という語彙的な方法であれ、余分の情報が加わると、この部分が意味的に優位になり、最早、主観的な表現でなくなってしまう、ということである。この部分は事実合う。ここまで見て来たところでは、この考え方はつぎの二つの面で疑問をなげ

かける。

その1。apologize は tell + α で示されているように、「伝達」にさらにその意味を修飾する部分があったものであるが、だからこそ「消去」されないのである。中右が I say that he is a liar, isn't he? において、I say がモダリティであることは、付加疑問 isn't he でもわかる、という時、I say はたんなる伝達部分で「主観的」な表現であり何ら主張すべき意味の内容をもっていないからである。であればこそ、主語が I (話者) でなかったり、動詞が過去形であったり、進行形であったりすると、この部分は主張すべき意味内容を含むことになり (たとえば中右は I promise に対して I am promising では「約束の主體的叙述ではない。約束の客観的叙述である」という)、「消去」することはできなくなる、と考えるべきはずのものである。apologize は tell とおなじレベルで考えることは出来ない⁽²⁹⁾。

その2。20. の文で、そもそも「sincerely が apologize を限定」することは可能であろうか。もしそうであれば、I sincerely apologize... か I apologize sincerely... となるべきものであり、コンマで隔てられた sincerely が、それをとびこえて apologize を修飾するとは、どうしても考えにくい。sincerely が apologize を修飾する証拠として中右は21. のような例文をあげる。

21. a I solemnly pronounce you man and wife.

b I tell you honestly that you are wrong.

そして、solemnly, honestly がそれぞれ pronounce, tell を修飾する「本来的な副詞として用いられている」という事実から確証が得られる (1980) とするが、ここには飛躍があると思われる。つまり、

22. a Sincerely, I apologize for being so rude.

b I sincerely apologize for being so rude.

23. Sincerely, do you intend to resign?—Quirk et al.
(1976).

22. a では Sincerely は23でもわかるように、後の「命題」からはなれたものであくまで話者の「発話行為」そのものにかかる、つまり「まじめにお話しますが」、「まじめな話」ほどの意味であり、22. b の「まじめに/本気で謝まる」というのは基本的に別のもので、22. a, b の例では「遂行動詞」であるからおなじく感じられるだけであろう。

4. 以上のべて来たことをかんたんにまとめてみよう。

まず1. では「法表現」と考えるものを、何を、どんな方法で表わすかをのべた。いわゆる「文副詞」といわれる「命題」の蓋然性をあらわす「叙法副詞」、「命題」に対する話者の評価をあらわす「評価副詞」がある。つぎに「発話行為」そのものを修飾する副詞がある。「命題」の蓋然性をあらわす「法助動詞」、いろいろ問題を含むがやはり蓋然性をあらわす「法形容詞」、「命題」の要素にかかる情緒的・評価的用法の形容詞、I believe などの節、いわゆる「平叙法」、「命令法」などの「法」、「ストレス」、またこれと機能的におなじ働きをする「分裂文」、「音調」、「語順」の移動、「感嘆詞」、「感情移入」、「時制」、「直示的」な表現などをあげた。従来の「法表現」に対しいちじるしくその範囲が広げられたと考えられるかも知れないが、対象を「命題」だけに限った従来の方法が不十分なものであったのである。「法表現」を話者の発話時の心的態度、と定義するかぎり以上のものは当然その範囲の中に含まれるべきものであろう。文が「命題」と「法表現」からなるという時、それは決して、まず「命題」があって、それに話者がある心的な態度を表明する、というものではない。話者の心的態度は「命題」の要素の選択、その配列（統語構造）、ストレス、音調の中にぬき出し難く現われているのである。

つぎにこれらの「法表現」には基本的には序列があることをのべた。

まず文頭に来るのは「命題」と一番はなれた、「発話行為」にかかわるもの。つぎに「命題」にかかわるもののうちでも、話者の「評価」をあらわすもの、そのあとに「蓋然性」をあらわすものである。「命題」の要素にかかわるものは当然その要素の前ということになる。これはあくまで原則であって、多少の移動はあるがこれについては特にふれなかった。本稿の主旨と特別関係がないからである。

2. では金田一の「主観表現」と「客観表現」の主張を概略のべた。これは「法表現」、「命題」を平行するものであることを糸口に二つのことを論じた。その一つは、金田一においては「主観表現」か「客観表現」かの区別のきめてはいくつかの時を表わす表現をもつかであるが、中右ではこの区別は「付加疑問」にもっぱら依存する。それは「法表現」は「真偽の対象になり得ない」ということが決定的な根拠になっているからである。しかし、現実には付加疑問は、話者の心的態度がはっきりしない時、「命題」に対し、ある態度を表明しておきながら、その判断の正しさを確認するために、あらたに疑問文を発して相手の意向をたしかめることは日常的にあるわけで、中右の考え方はこのような不確か・不安定な心的態度を排除した考え方であるとのべた。もう一つは「ゼロ」表現についてである。「平叙文」の「法表現」は「ゼロ」として具現するのはかんたんに認められるが、そのほかにも付加疑問文の前半の「平叙文」、また「発話行為」につく副詞という時の「発話行為」を表わす部分も「ゼロ」として具現していると考えられる。つまり三種（あるいは二種）の「ゼロ」が考えられるがこれらの性質はおなじものとは考えられない、これらの「ゼロ」の性質を明確にすることは重要だとのべた。

3. では、「発話行為」につく副詞と I promise などの「遂行文」は共起し、この副詞は「遂行文」の動詞を修飾する、という中右の考え方は正しくはない。その副詞はあくまで、「ゼロ」として具現している「発話行為」を修飾していると見るべきだとのべた。

一 註 一

- (1) Bally, Ch. p. 36 'La modalité est l'âme de la phrase; de même que la pensée, elle est constituée essentiellement par l'opération active du sujet parlant'.
- (2) したがって「法表現」が截然としたものというより段階的なものであることは葛西 (1984), (1986) でくり返しふれた。
- (3) 『新英語学辞典』
- (4) 安井 (1977), p. 5. ここには距離がゼロの場合は「モダリティーを含まない形が用いられ」という表現がある。しかし定義上、文は命題内容とモダリティーから成るのであるから、この表現は矛盾である。「ゼロのモダリティーを含む」とか「具現化されないモダリティーをもつ」とかにすべきである。いずれにせよ「ゼロのモダリティー」といった種のものが認められていることに注目したい。
- (5) 中右 (1980).
- (6) 中右 (1980).
- (7) Quirk et al. (1976).
- (8) Jespersen (1976) p. 91.
- (9) 『新英語学辞典』
- (10) Perkins は疑問を 'a means of conveying modality' といひ 'if' を 'modal particle' と言っている。
- (11) Lyons (1968). p. 275.
- (12) *An introduction to theoretical linguistics* p. 311.
- (13) *Semantics* II. p. 820.
- (14) p. 527.
- (15) 発話の中に異った話者の心的態度があってはいけない、というのが筆者の一貫した主張である。葛西 (1981), (1984), (1985), (1986) を参照。
- (16) 上記葛西の各論文, 中右 (1980), Jespersen *MEG* Vol. 7 § 4. 68. など参照。
- (17) Banfield.
- (18) D. James の論文を参照。
- (19) 『音声口語法』
- (20) 三浦つとむ『日本語とはどういう言語か』
- (21) 中右 (1979) はモダリティーを発話時における「話者がある状態に対して示す心的態度」とであると定義している。「状態」の中には「命題」をつくる要素が入るとは言えないだろう。
- (22) 稲葉 (1980) は「この分け方に強い根拠はない」としながら心的態度の表現には、断言的態度、法的態度、命令的態度、疑問的態度 etc. をあげているから、etc. があつたり、「法」的なものとそうでないものが同列にあり不充分である。
- (23) このことは 'semi-auxiliaries' がつながる時、「認識的」なものが 'root' 表現により先に来ることにも見られる。

‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

- (i) be going to have to ~* have to be going to ~
(ii) be going to have to * have to be going to
come to be able to... * be able to have to
- (24) Moulton などを参照。
(25) この「段階性」については葛西 (1984), (1985), (1986) などでふれた。
(26) 尤も金田一はその論文の注では「博士〔小林英夫〕の dictum と modus の例が、完全に私の主観的表現、主観的表現の例に合致するかどうかは未証である」とのべている。
(27) cf. * Possibly will they leave early?
(28) ‘think’=‘say to one self’ とされることもあるし、‘think aloud’ (声に出して言う) などの言い方もあることも参考になろう。
(29) この点については葛西 (1977) を参照。

参 考 文 献

- 荒木ほか編 (1982) 『新英語学辞典』研究社
Austin, J. (1960) *How to do things with words* Oxford.
Banfield, A. (1973) “Narrative style and the grammar of direct and indirect speech” *FL* 10.
Bally, C. (1965) *Linguistique générale et linguistique française* Edition Frangeke Berne.
Bellert, L. (1977) “On semantic and distributional properties of sentential adverbs” *LI* 8-2.
DeCarrico, J. S. (1980) “A counterproposal for opaque contexts” *LA* 6-1.
Fillmore, C. (1968) “The case for case” *Universals in linguistic theories* Rinehart and Winston.
Greenbaum, S. (1969) *Studies in English adverb usage* Longman.
芳賀 綏 (1978) 「“陳述” とは何もの？」服部ほか編『日本の言語学』第三卷文法 I, 大修館。
Hübler, A. (1983) *Understatements and hedges in English* Benjamin Pub. Company.
稲葉秀哉 (1980) 「発話としての文の意味構造」『筑波英語教育』創刊号。
James, D. (1972) “Some aspects of the syntax and semantics of interjection” *CLS* 8.
Jespersen, O. (1961) *Modern English Grammar* IV. Allen and Unwin.
—— (1971) *Essentials of English grammar*
葛西清蔵 (1977) 『遂行消去』について』北海道文学部紀要 25-2.

- (1977) 「「遂行分析」と「話法」」北海道大学文学部紀要 26-1.
- (1981) “*Did Frank probably beat all his opponents? の構造’ 北海道大学文学部紀要 30-1.
- (1984) “* Did Frank probably beat all his opponents? の構造’ (2) 北海道文学部紀要 32-2.
- (1985) “* Did Frank probably beat all his opponents? の構造’ (3) 北海道文学部紀要 33-2.
- (1986) “* Did Frank probably beat all his opponents? の構造’ (4)
- Katz, J. and Postal, P. (1964) *Integrated theory of linguistic description*. MIT
- 金田一春彦 (1978) 「不変化助動詞の本質」『日本の言語学』第三巻文法Ⅰ服部ほか編大修館。
- (1978) 「不変化助動詞の本質・再考」『日本語の言語学』第三巻文法Ⅰ服部ほか編大修館。
- Kruisinga, E. (1932) *A handbook of present-day English II*. Noordoff
- Kuno, S. (1975a) “Three perspectives in the functional approach to syntax” *Functionalism* (eds.) Grossman et al. C. L. S.
- (1975b) “Subject, theme, and speaker’s empathy” *Subject and Topic* (ed.) C. N. L; Academic Press
- and Kaburaki, E. (1979) “Empathy and syntax” *LI* 8-4.
- Lakoff, R. (1969) “A syntactic argument for negative transformation” *CLS* 5.
- (1971) “Passive resistance” *CLS* 7.
- Lyons, J. (1968) *Introduction to theoretical linguistics* Cambridge Univ. Press.
- (1977) *Semantics II* Cambridge Univ. Press.
- 三上 章 (1972) 『現代語法新説』くろしほ出版。
- 三浦つとむ (1976) 『日本語はどういう言語か』講談社。
- 三宅武郎 (1978) 「述詞」『日本の言語学』第三巻文法Ⅰ服部ほか編大修館。
- Moulton, W. G. (1973) “Sentence features in embedded sentences” *Youtakeke the high node and I’ll take the low node* (eds) C. Corum et al. Chicago Linguistic Society.
- Nakajima, H. (1982) “The V system and bounding category” *LA* 9-4.
- 中 右実 (1979) 『モダリティと命題』『英語と日本語と』しろしほ出版。
- (1980) 「文副詞の比較」日英語比較講座『文法』国広論大修館。
- (1981) 「モダリティと命題」『現代の英語学』開拓社。
- (1983) 「文の構造と機能」『意味論』安井ほか編、研究社。
- 岡田伸夫 (1985) 『副詞と挿入文』新英文法選書、大修館。

‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

- Ota, A. (1972) "Modals and some semi-auxiliaries in English" *The ELEC publications*. Vol. 9.
- Perkins, M. R. (1983) *Modal expressions in English* Frances Pinter.
- Quirk et al. (1976) *A Grammar of contemporary English* Longman.
- (1985) *A Comprehensive grammar of the English language* Longman
- Ross, J. R. (1970) "On declarative sentences" *Readings in English Transformational grammar* (eds.) Jacobs & Rosenbaum Ginn and Company.
- 阪倉篤義 (1973) 『日本文法の話』 教育出版。
- Schreiber, P. (1971) "Some constraints on the function of English sentence adverbs" *LI* 2-1.
- 寺村秀夫 (1984) 『日本語のシンタクスと意味』Ⅱ くろしほ出版。
- 山梨正明 (1986) 『発話行為』 新英文法選書, 大修館。
- 安井 稔 (1977) 「英語におけるモダリティーについて」『文芸言語研究』言語篇1 筑波大学文芸・言語学系。
- (1978) 「法の助動詞における時制」『文芸言語研究』言語論2. 筑波大学文芸・言語学系。